

発議第2号

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成24年3月22日提出

提出者 高山市議会議員 中 田 清 介

賛成者 高山市議会議員 松 本 紀 史  
水 門 義 昭  
木 本 新 一  
倉 田 博 之  
中 箴 博 之  
岩 垣 和 彦

## 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生鳥獣による農作物の被害は深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず生産者の意欲を著しく減退させ、地域社会の崩壊を招きかねないなど大きな影響を及ぼしています。

高山市における野生鳥獣による農作物被害額は、平成22年度において8,875万円で、被害額の59%、被害面積の70%がイノシシ、シカ、サルによるもので、市域全体の農作物の被害にとどまらず、人身への危害、山林の荒廃をも招き、豪雨時の土砂流失被害にもつながっています。

平成19年12月、議員立法により「鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立し、これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の交付や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への鳥獣の捕獲許可の権限移譲など各種支援の充実が図られました。

しかしながら、広大な面積を有する市域にとって、野生鳥獣による被害防止を確実なものとするためには、地域ぐるみの被害防止活動や高齢化が進む捕獲技術者の育成と確保、わな猟免許取得に関する緩和措置、侵入防止柵・電気柵等への更なる助成、耕作放棄地解消に対する適切な指導が不可欠です。

また、野生鳥獣との共存を図ることからも、山や森が生み出す資源を持続的に利用し、段階的な里山の拡充を図ることが大切です。更に、生物多様性を考える上からも野生鳥獣の生息数の把握は欠かせませんが、その調査方法はいまだ十分なものとは言えず早期の確立が望まれます。

よって、国におかれては、鳥獣被害防止施策の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

### 記

1. 地方自治体が行う鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
2. 狩猟や捕獲等の専門的な知識や経験に立脚した人材の確保と養成及び支援策を講じること。
3. 野生鳥獣との共存を図るため、正確な生息数が把握できる調査方法を確立すること。
4. 山や森の資源を活かし、持続可能な里山の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

高山市議会